

陳述書

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

令和5年 3月 4日

(住所)

(氏名)

1. はじめに

私は、令和3年1月より [] 大学の学校長を務めております。学校長に着任するまでは、同校において [] 長、及び分子生体制御学講座の教授を、その前は微生物学講座の助教授をしておりました。細菌を含む微生物学は私の専門分野のひとつです。他方、私は機械の専門家ではなく、噴霧乾燥器を扱った経験はありません。

オーストラリアグループ（以下、「AG」といいます）に関しては、以前より、経済産業省の担当者から相談を受けることがたびたびありましたので、よく存じております。もっとも、私が経済産業省から相談を受けていたのは、私の専門分野である細菌、すなわち病原性の微生物に関する事項です。噴霧乾燥器の規制に関しては、経済産業省から相談されたことはありません。

また、私は法律の専門家ではありませんので、法解釈について専門的知見を有するものではなく、助言する立場にもありません。あくまで微生物学の専門家の立場から、AGの合意が忠実に国内法に取り込まれるよう、概念や用語の説明を行っていました。

平成29年5月から平成30年3月にかけて、警視庁の [] 警部補（以下、「 [] 刑事」といいます。）が [] 大学の執務室に何度か来訪され、面談をしたことがあります。今般、本件訴訟の原告代理人より、 [] 刑事が私から聴取した内容を記載したとされるメモ、報告書の提示を受け、その内容を拝見しました。私はこれまで、メモ、報告書の存在を知らず、警視庁の方から、記載内容に間違いがないかの確認の連絡を受けたことはありませんでした。拝見したところ、私の考えと異なる点、私の意図から外れて曲解されている点、私が話していない点が散見され、驚いております。

2. 平成29年5月22日付けメモ（乙8号証の27）について

(1) [] 刑事の来訪

刑事が初めて来訪されたのは、平成29年5月18日のことです。この少し前に刑事から大学校に電話があり、噴霧乾燥器の輸出管理規制に関連して、私の専門分野である微生物について聞きたいと依頼を受けました。私は、機械の専門家ではないので機械そのものには詳しくないが、微生物全般やテロ対策についてはお話できます、と刑事に伝えた上で、面談に応じることにしました。私は、刑事が何の目的で私から話を聞きたいのかについて聞かされていませんでしたし、事件の捜査とも聞かされていませんでした。

なお、後に述べるとおり、私は平成30年3月まで刑事と数回面談を行っております。警察の方が来られているわけですから、当然何か問題点を探しておられるはずですが、特定の機械に関する捜査だということは一度も聞かされておらず、私は当時、噴霧乾燥器の特別な使用法が何かテロと関係しているのではないかと思っていました。特定の噴霧乾燥器について不正輸出として事件化するために性能を調査しているということであれば、もっと別の角度からのお答えの仕方もあったかと思えます。

(2) 聴取事項 (1) について

AGで決定された原文を忠実に国内法に反映させるのが原則であることはその通りです。輸出管理は参加国が協調して行うことで初めて目的を達成することができます。したがって、参加国は、AGで決められた内容を、特別な事情がない限り、それぞれ忠実に国内規制に反映させる必要があるのです。日本では、経済産業省が貿易管理令及び貨物等省令を定めるにあたり、専門家から意見を聞き、AGの合意事項が忠実に国内法に取り込まれるように、日本語化するのです。

私は、微生物学の専門家として、たびたび経済産業省から相談を受けていましたが、機械は私の専門外ですので、噴霧乾燥器の規制に関しては、経済産業省からの相談はありませんでした。

貿易管理講習のお話はしたかもしれませんが、このお二方のお名前を出したかどうか、また機器の該当・非該当の判断に関することについてこのようにお話ししたのかは記憶が定かではありません。

なお、「病原体学」という言葉（通常「微生物学」を用います）など、私が普段用いない言葉が書かれておりますので、刑事で作文されたことだと思います。

(3) 聴取事項 (2) について

噴霧乾燥器について貨物等省令の定める規制要件のうち「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の意味について、私は刑事のメモに記載されているような考えを述べていません。

「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の意味について私が申し上げたのは、法令上の解釈ではなく、滅菌、消毒、殺菌の概念をもとにどう考えられるのかといった微生物学的見地からのお話です。平たく言えば、「定置した状態で」とは「そのままの状態（機械で使用する微生物が接触する回路が閉鎖された状態）」という意味であり、

「内部を滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、オートクレーブもしくは消毒薬での内部洗浄消毒ができるもので、単に洗浄するだけのものではない、と申し上げました。

また、「殺菌」に関しては、AG原文に照らし不適切であるという点を指摘しました。すなわち、「滅菌」とは、対象物に存在しているすべての微生物を殺滅ないし除去することや、殺滅・除去されている状態を指す言葉であり、その評価方法も微生物学上確立しています。他方、「殺菌」とは、菌を殺すという行為を抽象的に指す言葉であり、対象や程度を含まない概念です。「内部の殺菌をする」という言い方は微生物学上、滅菌や消毒を行うことを意味しませんし、殺菌という言葉からは、どのような菌をどの程度殺すのかという基準がまったく明らかではありません。微生物学の見地から「滅菌」と併記されるべき概念は、「消毒」です。AG原文では「disinfected」が使われており、これは「消毒されている状態」を指します。「殺菌されている状態」という概念はありませんので、貨物等省令の「殺菌」との文言は、微生物学上も、またAG原文の和訳としても、不適切なのです。

このように、私は微生物学の専門家として、貨物等省令の用いる「殺菌」の文言が、AG原文の日本語訳としてそもそも不適切であることを申し上げたつもりです。

刑事のメモには、私が、マトリクスにおける「クロスフローろ過用の装置」の解釈が準用されるといった法解釈論を述べたことになっていますが、私が申し上げたことではありません。私は、噴霧乾燥器はもちろんクロスフローろ過器についても専門外ですし、クロスフローろ過の原理はわかりますが、機械を取り扱ったことはありません。私がいつも申し上げていたのは、法令上の解釈ではなく、滅菌、消毒、殺菌の概念をもとにどう考えられるのかといった微生物学的見地からのお話です。

私から申し上げたことのないマトリクスに関する説明が刑事のメモに記載されていることからすると、私の記憶には残っていませんが、刑事がマトリクスを私に示しながら話をした内容を聞いて、私が頷いたのかもしれませんが、しかし、私が刑事の説明に頷いたとしても、積極的に私の意見として申し上げたつもりはありませんし、寧ろ、私自身が噴霧乾燥器を使ったことがないことや、機械の細かなことは自分にはわからないため、機械に関する事柄は専門家に聞いてほしいと、刑事に伝えています。

(3) 聴取事項 (3) (4) について

ボツリヌス菌と炭疽菌については、このようなコメントをした記憶があります。滅菌に最も抵抗性が高いのがボツリヌス菌や炭疽菌など芽胞形成菌であることから、これらの菌についての話になったものです。もっとも、規制の対象となる「殺菌」つまり消毒は薬液により細菌の感染力を失わせることであるため、細菌を熱により死滅させることができることをもって「殺菌」に当たると警部らが考えていたとは正直思ってもみませんでした。

3. 平成29年9月25日付けメモ (乙8号証の30) について

(1) 刑事の来訪

この時も、■■■■刑事から私宛に電話があり、微生物に関してもう少し教えてほしいことがあるとのことでしたので、面談に応じました。■■■■刑事が何の目的で話を聞きたいのかを聞かされていませんでしたし、事件の捜査とも聞かされていませんでした。

(2) 聴取事項 (1) について

ボツリヌス毒素の不活化について見解を求められ、お話ししたことは事実ですが、■■■■刑事のメモは、私が申し上げた内容とはやや異なります。■■■■刑事が「100℃、10分間程度の乾熱によりボツリヌス毒素は失活するかどうか」と聞いてきたので、噴霧乾燥器を扱ったことがないことを明確に伝えた上で、乾熱の場合は一般に、100℃くらいで10分加熱してもボツリヌス毒素を不活化することはできないだろうという話をしました。正確には、ボツリヌス毒素はタンパク質ですので、熱によって変性を受け、ある程度は不活化されますが、不活化の程度については、そもそも噴霧乾燥器を使用したことがないので分からないとも申し上げました。これは機械の性能に関わることなので、いつも申し上げていたことですが、正確なところは実験してみないと分からないと申し上げております。

(2) 聴取事項 (2) について

炭疽菌の滅菌についての記載は、概ねお話したとおりです。湿熱と違って乾熱の場合、15分程度で滅菌することはできず、160℃で2時間くらいという話をしました。

殺菌については、この時も、殺菌という言葉は菌を殺すという行為を指すもので、対象や程度を含む概念ではないとお伝えしました。■■■■刑事のメモに書かれているのは、私が薬液消毒について話をした内容です。

(3) 聴取事項 (3) について

概ね私が説明した内容ですが、上記のとおり殺菌という用語は使っていません。

(4) 聴取事項 (4) について

これは、■■■■刑事から示された「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の用語解釈の文中に使われていた「伝染能力」という言葉に違和感があったために述べたものです。「伝染」とは人から人へと菌が移ることをいい、単に病原体を体内に取り込んでしまうことを指す「感染」とは意味が異なります。噴霧乾燥器の内部に残った細菌から作業者が被曝することは、「人から人」ではありませんので伝染とは呼びません。従って伝染ではなく感染という用語を用いるべきであり、そのことを話したものです。

また、繰り返しになりますが、私は「殺菌」という用語が間違っていることも伝えていますが、私は、このことを、■■■■刑事から「殺菌」という言葉が発せられるたびに、繰り返し指摘していました。

4. 平成29年11月15日付けメモ (乙8号証の33) について

(1) ■■■■刑事の来訪

この時も、■■■■刑事から再び電話があり、微生物に関して教えてほしいことがあるとのことでしたので、面談に応じました。■■■■刑事が何の目的で私から話を聞きたいのかを聞かさ

れていませんでしたし、事件の捜査とも聞かされていませんでした。

(2) 聴取事項 (1) について

刑事のメモに引用されているAGの原文は、クロスフローろ過器の項目の「テクニカルノート」のうち「disinfected」の定義文の一部です。他方、和訳として記載されているのが、経済産業省が国内向けに定めた解釈の文章です。私はこのころ既に、AGのウェブサイトで、「disinfected」の定義を含めAGの原文に目を通していましたので、日本語がAG原文を正しく和訳されたものでないとの認識を持っていました。そこで、そのことを刑事に指摘したのです。

刑事のメモには、AG原文として「disinfected」の定義の一部だけが抜粋されて書かれています。すなわち、「the destruction of potential microbial infectivity in the equipment」と書かれていますが、これは「disinfected」の定義文の一部にすぎません。正しくは「Disinfected denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect.」、すなわち、「殺菌効果を有する化学物質の使用を通じて機器内に存在する可能性のある微生物の感染性を失わせること」と書かれています。私は、AG原文に目を通していたので、刑事には、定義文全体について適切な和訳を説明しました。この内容はまさに微生物学上の消毒の意味なのです。

また、「殺菌の対象とすべき細菌」についても、私はこのような説明はしていません。微生物学上の消毒の意味でいうと、噴霧乾燥器の内部が消毒された状態であるといえるためには、噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要があります。その意味では、対象菌はすべての病原性微生物ということです。

そして、「ハの規制の解釈は・・・」という結論部分についても、私は法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもありませんので、規制の解釈はこうあるべきだという意見は述べていません。私は、微生物学の専門家としてAG原文の意味を説明し、これに対応して作られた和訳がAG原文を忠実に反映したものでないことを指摘したまでです。

(2) 聴取事項 (2) について

病原性微生物の種類によって、感染性を失わせるのに必要なレベルが異なるという話はメモに記載のとおりですが、何度も言いますがこれは「消毒」の話です。「消毒」するには微生物の感染能力を失わせる必要があるところ、病原性微生物の種類によって感染能力を失う菌量は異なることから、「消毒」されたかの判定は、微生物(菌)を何個或いはどの程度の割合減らしたかという基準ではなされないということです。さきほど述べたとおり、殺菌は単に菌を殺すという行為を意味するに過ぎませんので、この部分は「殺菌の定義」の話ではありません。

末尾の「この(2)の内容は、大の教授も同じ見解である。」という部分は、私が話したことはありません。大の教授が誰のことなのかも分かりません。

(3) 聴取事項 (3) (4) について

これは、私が説明した内容で間違いありません。

(4) 聴取事項 (5) について

凍結乾燥器と噴霧乾燥器の規制要件が異なることや、その理由に関する説明は、私の口からこのような趣旨の内容を話すことはあり得ません。私は機械の専門家ではないので、微生物そのものについて詳しく話すことはありますが、機械の性能について事細かに話すことはありません。可能性があるとすれば、■■■■刑事が話したことを敢えて否定しなかったか、完全に作文しているかのどちらかだと思います。

また、「乾熱による滅菌・殺菌は、蒸気等と同様に、一般的な方法である」という部分は、全くのデタラメです。乾熱滅菌はともかく、「殺菌」は滅菌と併記する言葉としてそもそも適切でありませんし、仮に消毒という意味だとしても、乾熱消毒という手法は微生物学上存在しません。

さらに、私は法律の専門家でも機械の専門家でもありませんので、「乾熱で大腸菌等を殺菌することができるのであれば、特段問題なく輸出規制に該当する機器と判断できる」という判断を示すはずがありません。私は、100℃以上の乾熱を加え続ければ大腸菌の感染能力を失わせることはできるか、という■■■■刑事の質問に対して、科学的な見地から、感染能力を失わせることは可能だろうと回答したに過ぎません。内部を滅菌又は消毒ができる性能を有するというためには、大腸菌を死滅させることができるだけでは足りず、当然、芽胞菌を死滅させることができる程度の性能が必要であろうと思います。

なお、科学的見地からも、凍結乾燥器が機能的に持つ温度で細菌を殺すことができないとの記述はそもそも誤っています。

5. 平成29年11月16日付け聴取結果報告書 (丙A127号証) について

(1) 全体的な印象

この報告書を読むと、平成29年5月22日付けメモ、9月25日付けメモ、11月15日付けメモをまとめたような内容になっています。しかし、上述のとおり、これらのメモの内容自体が私の話した内容と異なるものですから、この報告書も、私が話した内容と異なる内容になっています。■■■■刑事は、あたかも私が噴霧乾燥器の規制要件について一定の解釈を示したかのように報告書を作成していますが、私は話したのは、AG原文の意味や、微生物学の専門家としての細菌に関する知識だけです。どのような機械が規制の対象になるのかという点にポイントが当てられているという認識がなく、私が細菌に関して述べた内容が都合よく拾われて、噴霧乾燥器の規制に関する意見に仕立てられてしまった印象です。

(2) 聴取結果 (2) (3) について

まず、聴取結果 (2) は、私が話した内容ではありません。私は、機械の専門家でもありませんので、水分蒸発量の数値に対して評価することはそもそもできませんし、噴霧乾燥器を扱った経験はありませんから「大抵の機器」という言い方もできるはずがありません。

聴取結果 (3) についても、私が話した内容ではありません。旧ソビエト連邦での炭疽菌

の事故に関するエピソードはお話しましたが、それは噴霧乾燥器の規制要件に関する話ではなく、生物兵器の恐ろしさをお話したに過ぎません。

「機器の仕様を見てももらえれば該非の判断がつくと思います」との記載につきましては、「機器の仕様を見ないと機械の性能についての詳細はわからない」という一般的な見地からの趣旨で申し上げたもので、実際に仕様書を見て私が該否の判断をしているという意味ではありません。そもそも、私が特定の噴霧乾燥器の該非が問題になっているとは思っておりませんでした。

(3) 聴取結果 (4) について

定置した状態の意味は、私が話をしたとおりです。この文言は、AG原文の「in situ」を和訳したのですが、規制要件の趣旨が、噴霧乾燥器で製造した細菌粉末の作業員への曝露を防止することにありますので、機器を分解せずにそのままの状態、という意味です。

「滅菌又は殺菌」については、私が説明していないことが書かれています。

まず、「省令第2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と共通の解釈と解されています」とは話していません。私は、AG原文でクロスフローろ過器についてテクニカルノートが定められており、その内容は微生物学上の滅菌及び消毒の概念を説明したものであることから、噴霧乾燥器においても同一概念が妥当するのだろうとの刑事の立論に反対しなかったに過ぎません。経済産業省による和訳が適切でないことは前述のとおりです。

繰り返しになりますが、AG原文では、「'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect.」、すなわち、「殺菌効果を有する化学物質の使用を通じて機器内に存在する可能性のある微生物の感染性を失わせること」と書かれており、これはまさに、微生物学上の消毒を指します。これに対して、和文では「disinfected」を殺菌と訳してしまっている上、AG原文の「through the use of chemical agents with a germicidal effect」の訳がまるごと抜け落ちていますし、「infectivity」を「伝染」と訳している点も正確でないのです。

上記の点に関連して、「chemical agents with a germicidal effect」が殺菌効果のある化学物質、平たくいえば消毒液を指しており、これを使うのが「disinfection」（消毒）であることも話をしたはずですが、そのことはメモに書かれていません。

報告書では、噴霧乾燥器の規制要件の解釈を私が説明しているかのように記載されていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもない私がそのような説明をするはずがありません。

また、「滅菌・殺菌の一般的な方法」という言い方もしませんし、これを「滅菌・消毒の一般的な方法」と読み替えるとしても、「滅菌」の手法に蒸気滅菌のほか乾熱滅菌があることは確かですが、「消毒」の手法としては薬液消毒が一般的で、乾熱消毒という手法は存在しないのです。さらに、消毒は、そもそも細菌を完全に死滅させるのではなく、感染性を失

わせる程度に破壊することを意味しますから、「完全に死滅させることができる」という言い方もしません。

(4) 聴取結果 (5) について

大腸菌の一般的性質や、腸管出血性大腸菌の危険性については私が話したのですが、噴霧乾燥器の規制要件に関して話したものではありません。また、私が自ら代表的な病原性微生物として大腸菌を紹介したかのように書かれていますが、■■■■刑事が大腸菌の質問をしてきたため、それに答えたものです。

「100℃前後の乾熱ですべて殺すことができます」という記載は誤りです。■■■■刑事は私に対し、「大腸菌は 100℃前後の乾熱で殺すことができますか？」と繰り返して聞いてきました。これに対し私は、「熱が行き渡っているとすれば、死ぬ可能性がある」とお答えしたもので、「すべて殺すことができます」と断定しているわけではありません。私が説明した背景には、「大腸菌は、炭疽菌のように芽胞を形成する菌とは異なり、熱に弱い」という意味が含まれています。また、何度も申し上げますが、機械の性能や構造によりますので、熱が全体に行き渡っているかは実際には実験してみないとわからないものです。この点は何度もコメントしていましたが、それもメモには反映されていません。

そもそも、科学者である私が噴霧乾燥器を使用したこともないのに、仮定の話に乗って「すべて死ぬ」など断定した表現を使うはずがありません。反対に、内部を滅菌又は消毒ができる性能を有するというためには、大腸菌を死滅させることができるだけでは足りず、熱に強いとされる芽胞形成菌を殺せないのであれば、完全に微生物を死滅できたことにはならないという話をしています。しかし、■■■■刑事の質問は終始大腸菌を殺すことができるかで終わってしまっていました。

また、「私の意見」として、「イ・ロが該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています」と書かれていますが、法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもなく、噴霧乾燥器を扱ったこともない私がそのような説明をするはずがありません。

このように、聴取結果 (5) の部分は、かなり恣意的に作文されているように感じました。

6. 平成29年12月8日付けメモ (乙8号証の38) について

(1) ■■■■刑事の来訪

この時も、■■■■刑事から私宛に電話があり、微生物に関して教えてほしいことがあるとのことでしたので、面談に応じました。■■■■刑事が何の目的で私から話を聞きたいのかを聞かされていませんでしたし、事件の捜査とも聞かされていませんでした。

(2) 聴取事項 (1) について

「disinfected」の和訳として「殺菌」が間違いであることは、この時も話をしました。「disinfected」とは、噴霧乾燥器内が消毒されている状態、すなわち、「内部に微生物が存在するとしても、その感染性が失われている状態」を指します。他方、「殺菌」とは、菌を殺すという行為を抽象的に指す言葉で、その対象や程度を示す概念ではないのです。

この点は、[] 刑事が面談に来られて殺菌の話題をするときは必ず、繰り返し指摘をしていたことです。

「消毒は、絶対に菌が0じゃなくてはならない…」の部分については、趣旨としては機械に於けることではなく、例えば人の皮膚を消毒する場合などを例にとってお話ししたものです。強く消毒しすぎると皮膚が傷む、完全に0でなくても免疫機能などによって菌は排除される、などの内容についても付加的にお話ししております。

(3) 聴取事項(2)について

「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」と書かれていますが、そもそも「芽胞形成菌のみを規制対象とする」自体がおかしな文言ですし、私は経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象としていたと聞いたこともありませんので、このようなことを話すはずがありません。

輸出管理規制の対象とすべき細菌が芽胞形成菌だけでないという点はそのとおりです。CDCの分類上においてペスト菌及び野兎病菌が芽胞菌と並ぶカテゴリーAに分類されていることや、米国で行われたテロ訓練でペスト菌が使われたことも、概要私が話したものです。しかし、私が話したのは、噴霧乾燥器の規制要件がどうあるべきかという話ではありません。

輸出につき許可が必要な細菌の種類は、貨物等省令2条の2第1項に具体的に列挙されています。列挙されている中には、芽胞形成菌だけでなく、芽胞を形成しない菌もあります。

私は、[] 刑事から、「規制対象となる菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含みますよね？」と聞かれ、「はい」とお答えしたことはあったと思います。しかし、その文脈は、「規制対象となる微生物は」が主語であって、「噴霧乾燥器にかかる規制で」ではありません。私が申し上げたのは、芽胞を形成しない菌にも輸出規制の対象であるものが存在するという点であって、それと噴霧乾燥器の規制要件の解釈とは無関係なのです。

[] 刑事のメモを見ると、芽胞を形成しない細菌にも生物兵器として用いられる危険性の高いものがあるという私の話を、無理やり噴霧乾燥器の規制要件に結びつけようという意図が伺われます。

(4) 聴取事項(3)について

野兎病菌の感染性に関する記載は、私がしたものかどうかはつきり記憶にありませんが、内容としては大きな誤りはありません。

7. 平成29年12月11日付け聴取結果報告書(丙A142号証)について

この報告書は、平成29年12月8日付けメモをまとめたような内容になっており、このうち聴取結果(1)と(2)は、噴霧乾燥器に関する内容は私から積極的に話したのではなく、[] 刑事から「～についてはどうですか。」と差し向けられて、それに返答しているところも多々あるものの、内容的に私の理解と大きな齟齬があるものではありません。(3)のうち結論部分以外も同様です。

しかし、「結論としまして、噴霧乾燥器に係る規制で対象とすべき細菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含むものと判断します」と書かれている点は、私の意見ではありません。前述のとおり、私が申し上げたのは、輸出規制の対象となる細菌等の種類（貨物等省令2条の2第1項に列挙された細菌等の種類）には、芽胞形成菌と、芽胞を形成しない菌とがあるということであって、噴霧乾燥器にかかる規制における「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈ではありません。噴霧乾燥器の規制要件の解釈については、そもそも意見を述べる立場にはありませんし、意見を述べたつもりもありません。

8. 平成30年3月19日付け聴取結果報告書（丙A131号証）について

この報告書でも、私が諸々話したような記載になっていますが、私は噴霧乾燥器を取り扱ったこともないですし、構造もよくわかりませんので、このような話を、しかも何の資料もない電話のやり取りで、私がするはずがありません。■■■■刑事から「～は～ということですか？」という形で質問を受け、「～ということであれば、～ではないかと思えます。」などと答えている可能性はありますが、私が噴霧乾燥器を取り扱ったことがないことは■■■■刑事にも何度もお伝えしていますし、噴霧乾燥機の性能については実験してみないとわからないというのが大前提です。

この日もそうですが、私は、これまでの数回の聞き取りの際、■■■■刑事が、なぜ執拗に熱風で菌を殺そうとするのか不思議に思っていました。機械の性能上、厳格に行いたいのであれば、当然、蒸気滅菌か薬液消毒となるはずだからです。しかし、テロ対策上そのような利用法があり得ることが気になっているのだろうとしか考えておりませんでした。

9. 平成30年3月28日付け供述調書（丙5号証）について

(1) ■■■■刑事の来訪

この時も、■■■■刑事から私宛に電話があり、微生物に関して教えてほしいことがあるとのことでしたので、面談に応じました。■■■■刑事が何の目的で私から話を聞きたいのかを聞かされていませんでしたし、事件の捜査とも聞かされていませんでした。

供述調書を作成するという話も事前には聞いていませんでした。当日、■■■■刑事がいきなりノートパソコンを取り出し、これまでに聞いた内容をまとめてきたので確認してほしい、調書の形にしたいと言われたのです。私は、何に使用されるのかわからず困惑しましたが、これまで何度も面談して顔見知りの関係になっていた上、警察官からの頼みであったことから、無碍に断ることもできず、応じることにしました。

(2) 調書の確認作業

調書の内容確認の作業は、■■■■刑事がノートパソコンの画面を私に見せながら、数行ずつ読み進めてゆく方法で行いました。

第1項は私の身上、経歴が、第2項および第3項（最後の「噴霧乾燥機に係る規制で対象とすべき細菌」以外の部分）は私の専門家としての知見が書かれており、概ねこれまで話し

たとおりの内容でした。ところが、第4項以下は法令の解釈に関する記載が続き、私が積極的に話していない内容があたかも私の意見であるかのように書かれていました。

具体的には、調書には、経済産業省が作成した「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学的物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物の伝染力を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」という用語解釈の意味するところを、ひとつひとつ、私が解説しているかのように書かれています。

しかし、私は、微生物学上の滅菌、消毒の概念や、AG原文と日本語の対比、病原性微生物の危険性を話しただけです。噴霧乾燥器の規制要件及びその解釈の部分は、■■■■刑事が組み立て、作文したもので、私の考えではありません。■■■■刑事からは事前に文案を渡していただいたこともなく、正確性を確認することはできませんでした。

私は違和感を覚え、そのようなことを私の口から話してはいないと■■■■刑事に申し向けましたが、■■■■刑事は、法令ではこうなっていますから、これを前提にすればこうなりますよね、などと説明し、書いてあること自体に間違いはないのだから問題ないという論調で先に進めてゆきました。一例を挙げると、科学的には不適切であると申し上げている「殺菌」という文言が何の注釈もないままに使われていますが、私はこの時も、「殺菌」という文言が不適切であると指摘しています。しかし、■■■■刑事は、「そもそも法律にある文言として記載している」と言い、そのまま読み進めるように促されました。その結果、修正や注釈などは一切行われませんでした。私は、■■■■刑事の書かれた法令やその解釈が客観的に正しいだろうという前提で、読み進めました。この時は、この点が機器の性能上重要な意味を持つこと（これが係争上の重要な点になっていること）を認識しておりませんでしたし、読み進めるときに、大きな反論点がない限り、修正しては申し訳ないとの思いもありました。

（3）調書への署名押印

■■■■刑事のノートパソコンの画面を使っての確認を終えると、■■■■刑事は同伴の刑事に指示してポータブルプリンターで調書の印刷をし、私にその場で署名押印するよう求めました。

私は、これまで調書にサインをしたことなど一度もなく、どこまで細かくチェックする必要があるのかといった作法も分かりませんでした。また、■■■■刑事から、調書が刑事事件の証拠として用いられ、その一言一言が重要な意味を持つ書面であるとの説明を受けておりませんでしたので、細かな言い回しが重大な結果を招くという認識もありませんでしたので、別の意味にも取れるような文章になってはいないか、という配慮が足りませんでした。さらには、あまり時間を取ってもいけないと思い、1回読んだだけで深く読み返すことができませんでした。

結局、■■■■刑事があらかじめ作成していた文章をひとつも修正しないまま、署名押印に応じてしまいました。また、調書のコピーもいただかず、調書の内容をゆっくり読み返す機会はありませんでした。

（4）調書の内容

今こうして全体を通して読むと、そもそもあらかじめ作文してあったものですので、私の口から出てくるはずのないことが多々記載されています。そもそも、この話は「滅菌または殺菌」という表現が科学的には間違っていることを前提とした話であり、その点について調書を読み上げる段階で再度■■■■刑事に確認したところ、「それはわかっています。」という返答を受けました。このやりとりは調書には記載されていません。このように、私が行なった説明が一部省略され、あるいは繋ぎ合わされるなどして、全体を通して読むと私の文章としては違和感があり、このような内容の調書に署名捺印したことは非常に軽率であったと責任を感じざるを得ません。

繰り返しになりますが、AGで合意された内容は忠実に国内規制に反映させるのが原則であり、参加国が協調して規制することで、はじめてAGの目的が達成されます。従って、噴霧乾燥器の規制においても、AGの合意が正しく反映されるべきですが、日本の省令に定められた「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件は、AG原文の「disinfected」が消毒ではなく殺菌と訳されている点で問題があります。

AG原文の「disinfected」が消毒を意味するものであることは、テクニカルノートの「'Disinfected' denotes the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect.」（殺菌効果を有する化学物質の使用を通じて機器内に存在する可能性のある微生物の感染性を失わせること）との定義が、まさに微生物学上の消毒の概念であることから明らかです。

また、貨物等省令2条の2第1項に列挙されている細菌等はいずれも、人体に悪影響が生じうる病原性微生物として国際的な枠組みで輸出を管理するものとされています。しかし、噴霧乾燥器の規制要件との関係でどう解釈されるかは、私の知る限りではありません。

以上

